

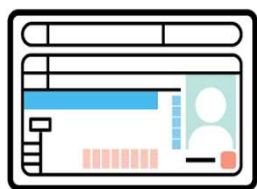
マイナ免許証・国際運転免許証について

兵庫県警察本部交通部
運転免許課

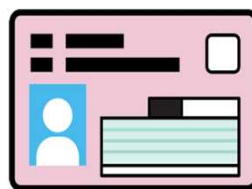
マイナ免許証

マイナンバーカードを運転免許証として利用できるようになりました

免許証は選べる 3 タイプ



免許証
のみ



マイナ免許証
(免許情報が記録された
マイナンバーカード)
のみ



両方
(2 枚持ち)

※ 運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯しなければならない



一体化のための手続きは？



更新センターや警察署で手続きが可能です。

免許更新のときや免許更新以外でも、マイナ免許証への持ち方変更ができます。



免許情報の確認はどうするの？

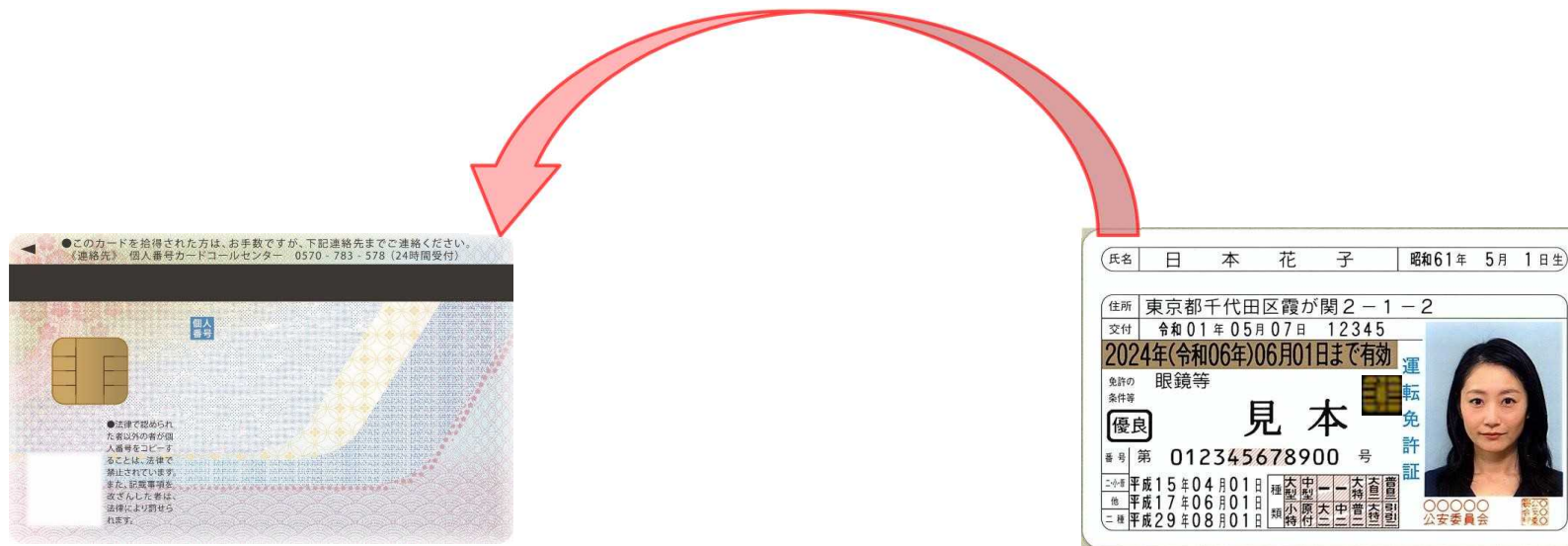


専用アプリで確認します。

券面には免許情報が記載されないため、「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りを行うか、「マイナアプリ」でも確認できます。

それぞれ暗証番号が必要です

免許情報の記録とは？



免許情報の記録とは、
マイナンバーカードのＩＣチップに特定免許情報というデータを記録することです。

【特定免許情報とは】

免許情報記録の番号、免許証の色、有効期間、写真（モノクロ）、免許の年月日、免許の種類、条件等

マイナンバーカードの券面に、住所、氏名、生年月日、性別が表記されているので、これらはＩＣチップに記録しません。

また、免許情報はＩＣチップに記録するだけで、券面に記載することはありません。

マイナ免許証の読み取りアプリ

- マイナ免許証は、券面に免許情報は記載されていません。
そのため免許情報を読み取ることができる専用アプリ「マイナ免許証読み取りアプリ」により、免許情報の確認をします。
- なおマイナ免許証読み取りアプリ等により表示させた免許情報をスクリーンショットで保存した画像などは、あくまでも個人的な確認用であり、それを提示したとしても「免許証を提示」したことにはなりませんし、免許証を携帯していることにもなりません。

マイナ免許証読み取りアプリ

要暗証番号

マイナアプリ

マイナンバーカードに記録された情報



免許情報記録の番号、免許証の色、有効期間、写真（モノクロ）、免許の年月日、免許の種類、条件等

- ※ 住所、氏名、生年月日は券面で確認できます。
- ※ マイナ免許証に記録されているのは、自動車等を運転するための資格を有する者かを確認するために必要な情報だけになっています。

マイナポータルでの情報



氏名、生年月日、住所、免許情報記録の番号、免許証の色、有効期間、写真（モノクロ）、免許の年月日、免許の種類、条件等

- ※ マイナポータルと連携している必要があります。
- ※ マイナ免許証の情報を読み取っているのではなく、マイナポータルを経由して免許情報を取得して表示します。
- ※ マイナカードのICチップが破損して、免許情報が入っていない場合、免許証を携帯していることにはならないため運転してはならないが、マイナアプリからは免許情報が表示されてしまう。

免許情報の有効期間等

免許情報記録の有効期間

- 免許情報記録の有効期間の更新について、基本的に現行の免許証の有効期間と同じです。
- 免許情報記録の有効期間の更新は、免許情報記録を書き換えて行います。

マイナンバーカードが失効した場合の取り扱い

- マイナンバーカードは、その有効期間が満了した場合等には、番号法上、その効力を失うこととされているところ、番号法の規定によるマイナンバーカードの失効は、道路交通法上の免許情報記録の効力に影響を及ぼしません。
 - ※ 市町村でマイナンバーカードの再交付を受けるまでの間も、免許情報記録個人番号カードを携帯して運転が可能
 - ※ 特定免許情報を新たに記録することが必要な免許手続（併記免許、条件変更、更新等）については、マイナンバーカードが有効である必要があります。
- マイナンバーカード本体の再交付を受けたときなどは、公安委員会に特定免許情報の記録を申請することができます。

マイナ免許証のメリット

メリット

1

住所変更等がラクに！



市町村に
行くだけ！



氏名、住所又は生年月日の変更は自治体に届け出るだけで完了！免許センター等での変更手続きが不要になります。

マイナ免許証のみ保有者

メリット

2

オンライン 更新時講習が受講可能に！

24時間
好きな時に！



どこでも
講習！

マイナポータルとの連携で、オンライン更新時講習の受講が可能になります。

優良運転者講習

一般運転者講習

メリット

3

住所地以外での 更新の迅速化・申請期間延長！

経由地更新 即日完了！



住所地以外の免許センターで行うことができる免許証の更新手続き（経由地更新）が迅速化されます。

優良運転者

一般運転者

メリット

4

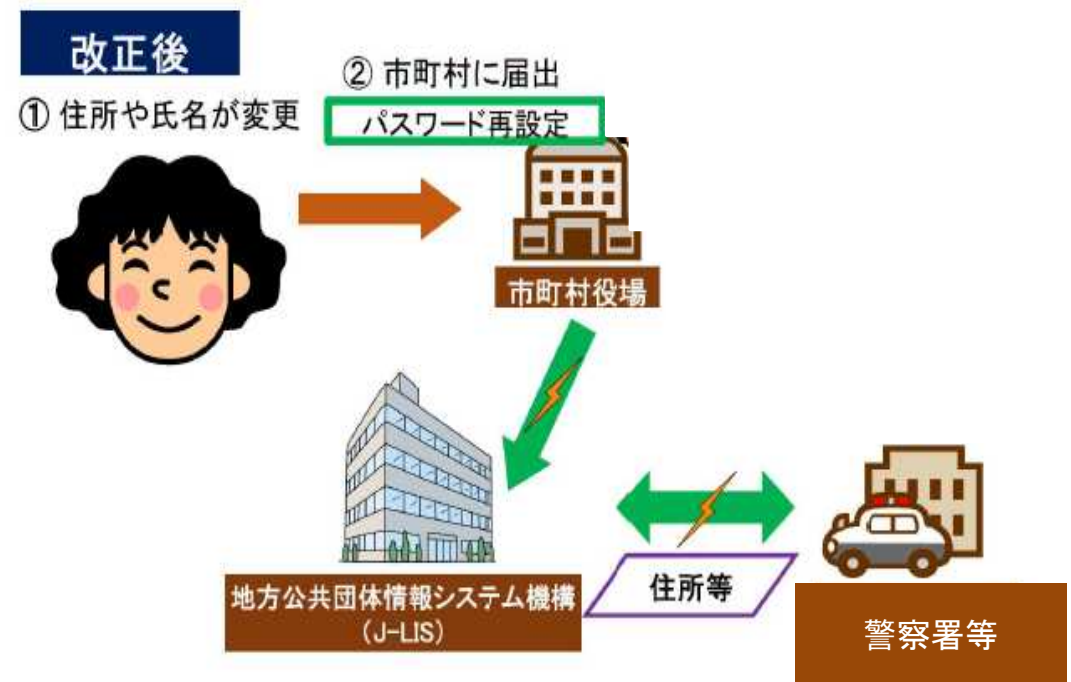
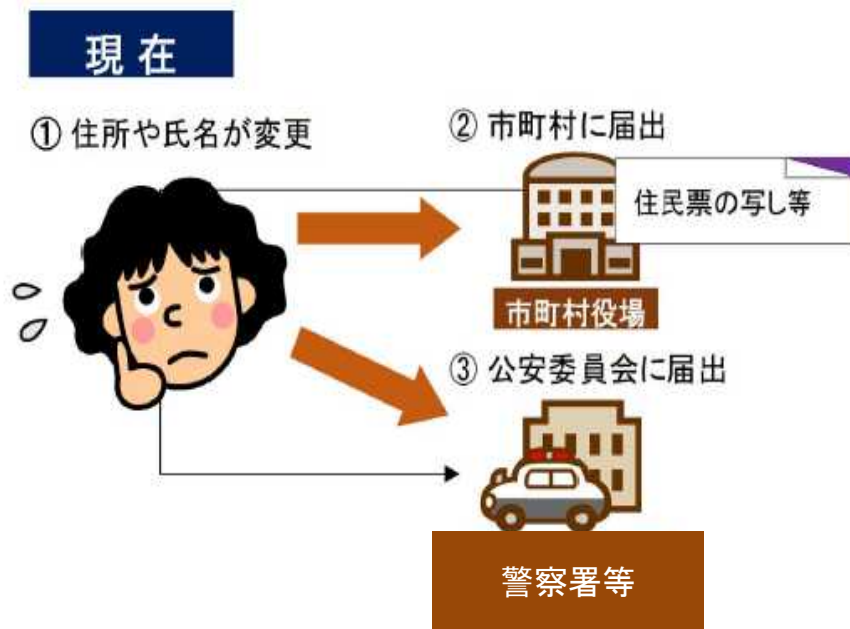
更新手数料が安く



マイナ免許証は免許証と比べて更新手数料が安くなります。

メリット① 住所変更等ワンストップサービス

- ・住所変更等の届出がワンストップ化
免許更新等で保有状態をマイナ免許証のみにする必要あり。
公安委員会で住所変更ワンストップサービスを開始するための同意手続が必要。
- 警察署等での住所変更等の手続きが不要



メリット② 更新時におけるオンライン講習

対象者

以下のすべてを満たす必要があります。

- 講習区分
優良運転者講習又は
一般運転者講習
- マイナ免許証を保有している者
- マイナポータルとの連携
手続き済みである者
- オンライン講習を視聴
できる環境がある者

オンラインによる視聴



スマホやパソコンで受講が可能

講習動画視聴

- スマートフォンまたはパソコンで
視聴します。
- マイナポータルからオンライン講習
システムへログインして、講習区分に
応じた講習を受講します。

優良運転者講習 30分
一般運転者講習 1時間

画面表示に従い、視聴を開始

動画視聴

確認テスト

受講データ

システム上に保存

更新センター等

オンライン講習の
受講の有無を確認

適性検査

免許写真撮影

更新の登録

免許証の交付
又は
一体化カードの書換え

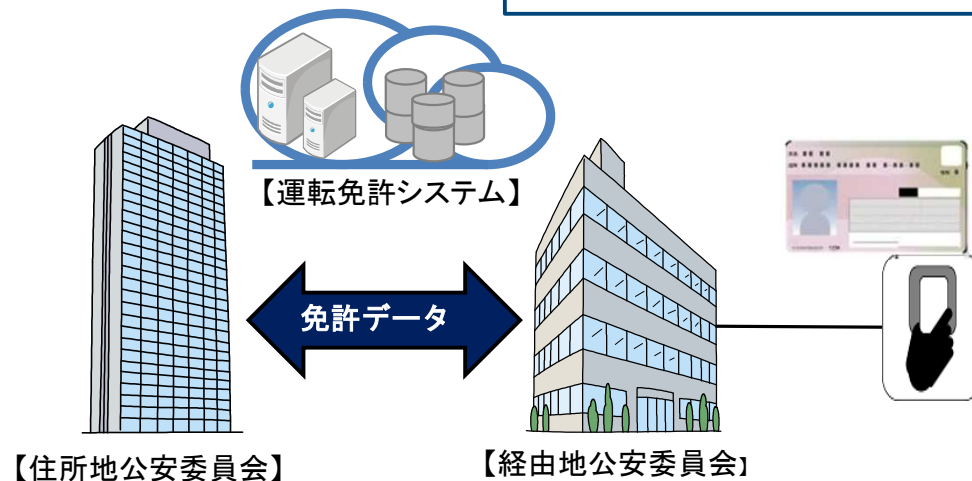
メリット③ 経由地更新

- 現在、優良運転者は、住所地公安委員会以外の公安委員会を経由して免許証の更新の申請を行うことができることとされていますが、申請から免許証の受け取りまでに最大で約1か月を要することから、免許証の有効期間が満了するまでに新たな免許証が交付されることとなるよう、その申請は免許証の有効期間が満了する日の1か月前までに行わなければならないこととされています。



- 免許情報記録個人番号カードを所持する者の経由地更新については、経由地公安委員会の窓口において免許情報記録の書換えを行うのみで迅速化できることとなり、その申請を当該有効期間が満了する日まで行うことができます。

経由地更新の迅速化と対象者の拡大



- 住所地公安委員会以外の経由地公安委員会において更新申請する場合、マイナ免許証の即日更新が可能。
- 優良運転者に加え、一般運転者（軽微な違反が1回の者）にも対象者が拡大される。

国際運転免許証

外国の免許を持っている方が日本で運転するには

1 日本で運転する場合

日本で運転するためには、次のいずれかの免許証を所持する必要があります。

- (1) 日本の免許証
- (2) ジュネーブ条約に基づく国際運転免許証
- (3) 特定の外国の免許証で日本語の翻訳文が添付されているもの
(翻訳文は政令で定める者が作成したものに限る)

特定の外国免許とは・・・国際運転免許証を発給していないけれども、日本と同等の水準にあると認められる免許制度がある国又は地域
具体的には、スイス連邦、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国、台湾

2 日本で運転できる期間

- (1) 日本の免許証：有効期間内
- (2) 国際運転免許証：発給の日から1年間、かつ日本に上陸した日から起算して1年間
- (3) 特定の外国の免許証：免許の有効期間内、かつ日本に上陸した日から起算して1年間

☆ (2)、(3)にあっては住民基本台帳に記録されていない場合です。

住民基本台帳に記録されている者が出国の確認又は再入国の許可等を受けて日本から出国し、3ヵ月未満のうちに帰国（上陸）した場合は、当該帰国（上陸）の日が国際運転免許証等による運転可能期間の起算日とはなりません。